

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年10月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年9月中旬～2022年10月中旬）

- 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」
- 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」

II. 中国法務の現場より

「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年9月中旬～2022年10月中旬）

◆ インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）¹

国家インターネット情報弁公室 2022年9月8日公表

1. はじめに

2022年9月8日、インターネット情報部門による行政執行手続について、国民、法人及びその他の組織（以下「当事者」という。）の合法的な権益を保護し、国家の安全と公共の利益を守るために、「行政処罰法」、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」に基づき「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」（以下「本規定草案」という。）が公表され、同年10月8日までのパブリックコメント募集手続に付された。

これまで、2017年6月1日より施行されている「インターネット情報コンテンツ管理行政執行手続規定」²（以下「原規定」という。）が、インターネット情報コンテンツの行政処罰案件を管轄していたが³、2017年6月1日にはサイバーセキュリティ法、2021年9月1日にはデータセキュリティ法、2021年11月1日には個人情報保護法と、サイバー空間やネットワークデータに関連する法令が次々に施行され、行政執行が強化される中で、原規定を改正する必要があるが出てきている。

本規定草案はこのような原規定施行後の立法動向、実務動向を踏まえ、行政手続について明確化し、当事者の合法的な権益を保障し、企業において行政処罰リスクを適切に評価するためのものとして、将来的には原規定に代わって実務上参照される法令となるものと見込まれる。本規定草案は、①総則（行政執行主体、基本原則、行政執行監督制度、執行者の回避制度）、②管轄と適用、③通常手続（立件、調査・証拠収集、聴聞、面談）、④行政処罰に関する決定、送達、⑤執行と終了の5つの章、全56条により構成されている。以下、同法の主な内容を紹介する。

2. 適用範囲と管轄

本規定草案は、インターネット情報部門（国家インターネット情報弁公室と地方インターネット情報弁公室を含む。）が法に基づき実施する行政執行、違法行為に対して実施する行政処罰に適用される⁴。

原規定において管理権限とされていたインターネット情報コンテンツに加えて、サイバーセキュリティ、データセキュリティ及び個人情報保護等の行政処罰案件が管轄権限に追加されており、インターネット情報部門の管轄権限が拡大されている。具体的には以下のとおり、管轄を規定している⁵。

管轄部門	管轄範囲
区を設置する市級以下のインターネット情報部門	職権に基づき本行政区域内のインターネット情報コンテンツ、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護等の行政処罰案件
省、自治区、直轄市のインターネット情報部門	職権に基づき本行政区域内の重大、複雑なインターネット情報コンテンツ、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護等の行政処罰案件
国家インターネット情報	職権に基づき当該部門が行政処罰を実施すべき案件及び全国範囲内での重大かつ

¹ 「网信部门行政执法程序规定（征求意见稿）」

² 「互联网信息服务内容管理行政执法程序规定」

³ 原規定第7条

⁴ 本規定草案第2条

⁵ 本規定草案第9条

管轄部門	管轄範囲
部門	複雑なインターネット情報コンテンツ、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護等の行政処罰案件

3. 合法的な権益の保障

執行部隊と執行能力の強化（執行人員に対する研修、試験・考査、資格管理及び資格取得制度）が要求されるほか⁶、原規定と比べて、行政執行手続の全過程において、新たな手続保障が追加されている。具体的には、以下のとおりである。

条項	内容
二重処罰の禁止（本規定草案第 16 条）	当事者の同一の違法行為に対して、2 回以上の過料の行政刑罰を与えてはならない。また同一の違法行為が複数の法令に違反し、過料を科すべき場合には、一番高い金額で過料を科する。
違法証拠排除原則（本規定草案第 22 条第 3 項）	違法な手段で取得した証拠は、案件の事実を認定する証拠とすることができない。
聴聞要求の権利（本規定草案第 35 条）	インターネット情報部門は以下の行政処罰を決定する前に、当事者に聴聞を要求する権利があることを告知しなければならない。当事者が聴聞を要求する場合、告知されてから 5 営業日以内に提出しなければならない。インターネット情報部門は聴聞を組織しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金額が比較的に高い過料 ➢ 金額が比較的に高い違法所得又は価値が比較的に大きな違法財物を没収すること ➢ 資格等級の格下げ、又は許可証の取消 ➢ 生産停止・休業、閉鎖、事業制限を命じること ➢ その他の比較的に深刻な行政処罰 ➢ 法律、法規、部門規章が規定するその他の状況
聴聞手続の適正確保（本規定草案第 36 条第 2、3、4 項）	聴聞は書面による記録を作成しなければならない。 国家秘密、営業秘密又はプライバシーにわたり秘密を保持する場合を除き、聴聞は公開で行われるものとする。 インターネット情報部門は聴聞記録により、本規定草案第 41 条の規定に基づき、処罰決定を行う。
陳述・弁明の権利（本規定草案第 39 条）	当事者は陳述と弁明を行う権利を有する。インターネット情報部門は当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由と証拠について再審査を行わなければならない。 インターネット情報部門は当事者の陳述・弁明により更に重い処罰を与えてはならない。 インターネット情報部門及びその執行者は、行政処罰を決定する前に、本規定草案に基づき当事者に行おうとする行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を告知しない場合、又は当事者の陳述、弁明の聴取を拒否した場合、行政処罰の決定を下してはならない。
法制審査（本規定草案第 40 条）	次のいずれかに該当する場合、インターネット情報部門の責任者が行政処罰を決定する前に、行政処罰決定の法制審査に従事する者により法制審査を行わなければならない。法制審査を経ない場合、又は審査に合格しない場合、決定を下してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重大な公共の利益に係る場合 ➢ 当事者又は第三者の重大な利益に直接に関連し、聴聞手続を経る場合 ➢ 情状が複雑であり、多数の法律関係に係る場合 ➢ 法律法規が規定する法制審査を受けるべきその他の状況

⁶ 本規定草案第 5 条第 1 項

条項	内容
	法制審査は、インターネット情報部門が明確にされる法制審査担当機構が実施する。インターネット情報部門において初めて行政処罰決定の法制審査に従事する者は、国家統一法律職業資格を取得しなければならない。
合議制（本規定草案第42条）	情状が複雑である又は重大な違法行為に対して行政処罰を与える場合、インターネット情報部門の責任者は合議で決定しなければならない。合議の過程は書面により記録しなければならない。
処理期間（本規定草案第44条第1項）	インターネット情報部門が通常手続を適用する場合には、立件の日から90日以内に行政処罰の決定を下さなければならない。事件の複雑さ又はその他の原因により、規定の期限内に決定を下すことができない場合、インターネット情報部門の責任者の承認を経て、60日延長することができる。事件が特に複雑である場合又はその他の特別な状況が生じる場合、インターネット情報部門の責任者は合議で延期するかどうか、及び合理的な期間を決定する。
記録保存（本規定草案第51条）	インターネット情報部門は、法に基づき文字、音声映像等の形式により、行政処罰の開始、調査・証拠収集、審査、決定、送達、執行等の全過程を記録し、保存しなければならない。
苦情申立、告発（本規定草案第52条）	当事者はインターネット情報部門による行政処罰を実施する行為について、苦情申立て又は告発する権利を有する。

4. 不処罰決定について

2022年8月20日より、「法により軽微な違法行為について行政処罰を科さないことを全面的に推進する指導意見」⁷が施行されているが、本規定草案においても軽微な違法行為について行政処罰を科さないこと（以下「不処罰」という。）を念頭に置いた内容が定められている。

(1) 処理意見報告の作成⁸

調査終了後、担当者は案件処理意見報告を作成し、違法事実が成立し行政処罰を科すべきと考える場合は、行政処罰提案書を起草しなければならず、以下の状況の一つに該当する場合は、報告書において行おうとする処理の理由を説明し、インターネット情報部門の責任者の承認を経てから処理する。

- 違法事実は成立せず行政処罰をすべきではない場合
- 違法行為が軽微であり、かつ直ちに是正されて、危害結果をもたらさないため、行政処罰をすべきではない場合
- 初めて違法行為が行われ、危害結果が軽微であり、かつ直ちに是正されるため、行政処罰をしないことができる場合
- 当事者に主観的な過失がないことを証明するに足る証拠を有し、行政処罰をすべきではない場合（法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。）

(2) 責任者による不処罰決定⁹

行おうとする行政処罰決定は、インターネット情報部門の責任者に報告し、審査を受けなければならないが、責任者は状況に基づいて、以下のとおり決定する。

- 違法行為が軽微であり、法により行政処罰をしないことができる場合は不処罰
- 違法事実が成立しないと判断する場合は不処罰

⁷ 「关于全面推行轻微违法行为依法不予行政处罚的指导意见」

⁸ 本規定草案第33条

⁹ 本規定草案第41条第2、3号

また、不処罰決定については、2022年10月8日に改正、施行された「市場監督管理に関する行政処罰裁量権を規範化する指導意見」（以下「指導意見」という。）¹⁰も参考となる。

指導意見において、不処罰とは、法的な原因により特定の違法行為に対して行政処罰を科さないことと定義されており¹¹、具体的には、以下の状況の一つに該当する場合は、不処罰とすべきと規定されている¹²。

- 14歳未満の未成年者による違法行為の場合
- 精神障害者、認知障害者が自らの行為を認識・制御できず、違法行為が発生する場合
- 違法行為が軽微であり、かつ直ちに是正され、危害結果をもたらさない場合
- 法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、当事者に主観的な過失がないことを証明するに足る証拠を有する場合
- 法律に別段の規定がある場合を除き、国民の生命健康の安全、金融の安全に関連し、かつ危害結果をもたらす違法行為が5年以内に発見されず、又はその他の違法行為が2年以内に発見されなかった場合
- 法により行政処罰を科さないその他の状況

5. 企業における対応

本規定草案は行政執行手続規定であるものの、企業に対して、行政執行の全過程において、どのような権利及び救済方法があるかについて明確にしておき、行政処罰のリスクを評価する際に参考となると思われる。

企業としては、行政処罰を受けないように事前のコンプライアンス制度を構築することはもちろんであるが、万が一、行政処罰が懸念される場合には、本規定草案や関連する行政処罰に関する法令に精通した専門家に依頼、又は社内に担当する部署を設置し、インターネット情報部門に対して適切な事後対応を行い、不処罰決定を得るための努力をすることが重要といえる。

◆ ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）¹³

国家市場監督管理総局、国家標準化管理委員会 2022年9月14日公表

1. はじめに

2022年9月14日、ネットワークデータの分類・分級要求の意見募集稿（以下「本要求草案」という。）が公表され、11月13日までのパブリックコメント募集手続に付された。

2021年9月1日に施行されたデータセキュリティ法第21条では、「国は、データの分類・分級保護制度を構築し、データの経済社会発展における重要度に基づき、並びにひとたび改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用された場合に国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益にもたらされる危害の程度に基づき、データへの分類・分級保護を実施する。」と規定しているところ、本要求草案は、このデータの分類・分級保護制度の原則とフレームワークを示している点で重要性を有する。

¹⁰ 「关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见」

¹¹ 指導意見第10条第1項

¹² 指導意見第11条

¹³ 「信息安全技术 网络数据分类分级要求（征求意见稿）」

2. 中国のデータ分類・分級制度

国家あるいはデータ取扱者には、国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益にもたらす影響及び重要度を基準として、取り扱うデータを分類・分級し、それに応じた適切な安全管理措置を採ることが求められている。これをデータ分類・分級保護制度という。近時、中国では以下のように、様々なネットワークデータ関連法令において、このようなデータ分類・分級制度が定められているが、本要求草案は主として行政部門がデータの分類、分級規範を制定するにあたって参照されるものである。

法令	規定
サイバーセキュリティ法第 21 条	<p>国は、サイバーセキュリティ等級別保護制度を実施する。ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティ等級別保護制度の要求に従い、次の各号の安全保護義務を履行し、ネットワークが妨害、破壊又は無許可のアクセスを受けないことを保障し、ネットワークデータの漏洩又は窃取、改竄を受けることを防止しなければならない。</p> <p>(4)データの分類、重要データのバックアップ及び暗号化等の措置を講じること</p>
データセキュリティ法第 21 条	<p>国は、データの分類・分級保護制度を構築し、データの経済社会発展における重要度に基づき、並びにひとたび改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用された場合に国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益にもたらされる危害の程度に基づき、データの分類・分級保護を実施する。国のデータセキュリティ業務調整機構において、関連部門による重要データリストの制定を統括し、重要データの保護を強化する。</p> <p>国家の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共の利益等に関係するデータは、国の核心データに該当し、より厳格な管理制度を執行する。</p> <p>各地区、各部門は、データの分類・分級保護制度に従い、当該地区、当該部門及び関連する産業、分野の重要データの具体的なリストを確定し、リストに掲載されたデータに対し重点的な保護を行わなければならない。</p>
個人情報保護法第 51 条	<p>個人情報取扱者は個人情報の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人権益に対する影響及び存在する可能性があるセキュリティリスク等に基づき、次の措置を講じ、個人情報の取扱活動が法律及び行政法規の規定に適合することを確保し、かつ、不正アクセス及び個人情報の漏洩、改竄及び紛失を防止しなければならない。</p> <p>(2) 個人情報の分類管理を行うこと</p>
ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）第 5 条	<p>国は、データの分類・分級保護制度を構築する。国家の安全、公共の利益、又は個人、組織の合法的権益への影響や重要性に応じて、データを一般データ、重要データ、核心データに分類し、異なる級別のデータには異なる保護手段を採用しなければならない。</p> <p>国は、個人情報や重要なデータを重点的に保護し、核心データについては厳格な保護を実施する。</p> <p>各地区、各部門は、国のデータ分類・分級の要求に従い、当該地区、当該部門及び関連する産業、分野のデータの分類・分級を行う。</p>

3. データ分類・分級制度の実施フロー

本要求草案は、第 8 章において、以下のようなデータの分類・分級の実施フローを推奨している。推奨されている実施フローは、データ資産の整理、データの分類、データの分級、審査報告リスト、動態更新管理の 5 つで構成されている。

(1) データ資産の整理

本要求草案は、データの分類・分級を行う前に、データ取扱者が有するデータ資産の整理を全面的に行うことを推奨しており、具体的には、物理的又は電子的な記録のデータベース、データ項目、データドキュメント等によるデータ資産の構造化・非構造化を行い、データ資産の基本情報と関連

者を明確にして、データ資産リストを作成することを推奨している。

(2) データの分類

データ取扱者は、本要求草案第5章が示す以下のようなデータ分類のフレームワークに従い、自社のデータ分類規則を定める。

ア 業務に関連する産業領域による分類

データ取扱者は、まず自社の業務に関連する産業領域を明確にする必要がある。中国では、金融データや電気通信データ等属する産業領域に応じてデータへの規制が定められていることがある。このため、自社の業務状況に基づき、問題となりうる産業データを特定することが重要である。

本要求草案では、具体例として、工業データ、電気通信データ、金融データ、エネルギーデータ、交通運輸データ、自然資源データ、衛生健康データ、教育データ、技術データ等の産業領域データが示されている。

イ 属する産業領域の業務属性による分類

各産業領域の主管部門が業務属性に基づき、産業領域のデータを細かく分類する。本要求草案では、よく見られる業務属性として、業務領域、責任部門、説明対象、サプライチェーン環境、データの主題、データの用途、データの取扱、データの取得元等が示されている。

ウ 法律法規又は主管部門が特に要求しているデータの分類

法律法規や主管部門が要求しているデータの分類にも注意する必要がある。例えば、個人情報保護法では、個人情報とセンシティブ個人情報に分けて規制しており、その分類に応じた管理が必要となる¹⁴。

(3) データの分級¹⁵

ア 概説

データ分類・分級保護制度では、データの経済社会発展における重要度並びにひとたび改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用された場合に国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益にもたらされる危害の程度に基づき、データを「一般データ」、「重要データ」、「核心データ」という三つの分級に分けている。

- 核心データについては、国の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共の利益等に関係するデータがこれに該当し、より厳格な管理制度を実行すると規定されている¹⁶。しかし、核心データのリストや具体的な規制態様は公表されていない。
- 重要データについては、データセキュリティ法上は定義されていないが、2022年9月1日から施行されているデータ越境移転安全評価弁法¹⁷第19条では、ひとたび改竄、破壊、

¹⁴ センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩し、又は違法に使用されると、容易に自然人の人格の尊厳が侵害され、又は人身若しくは財産の安全に危害が及ぶ個人情報をいい、個人情報の取扱者は、特定の目的と十分な必要性を有し、かつ厳格な保護措置を講じた場合に限り、センシティブ個人情報を取り扱うことができる(個人情報保護法第28条)。

¹⁵ 本要求草案第7章

¹⁶ データセキュリティ法第21条第2項

¹⁷ 「数据出境安全评估办法」

漏洩又は不法取得、不法利用等がされると、国家の安全、経済の運営、社会の安定、公共の健康と安全等に危害を及ぼす可能性があるデータと規定されている。

- ▶ 一般データとは、核心データ、重要データ以外のその他のデータをいう¹⁸。

イ 分級要素

本要求草案では、データ分級に影響を与える要素について、データの領域、グループ、区域、精度、規模、深度、カバー度、重要性、セキュリティリスク等を示している。このうち、領域、グループ、区域、重要性、セキュリティリスクは定性的な、精度、規模、カバー度が定量的な要素となる。

ウ 影響分析

分級要素を識別した後に、データの影響分析を行い、ひとたび改竄、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用等により影響を及ぼす対象とその程度について分析する必要がある。本要求草案では、影響の対象として、国家の安全、経済の運営、社会の安定、公共の利益、組織の利益・個人の権益危害が示されている。

エ 総合確定

データ取扱者は、分類要素識別とデータの影響分析を行った上、以下の参考規則に従い、級別を確定する。

影響の対象	影響の程度		
	特に危害が重大	危害が重大	一般的な危害
国家安全	核心データ	核心データ	重要データ
経済運営	核心データ	重要データ	重要データ
社会安定	核心データ	重要データ	一般データ
公共利益	核心データ	重要データ	一般データ
組織利益、個人権益	一般データ	一般データ	一般データ

本要求草案は、データの分級を確定する際に、重要データ、核心データ、一般データの順番で確定することを推奨しており¹⁹、一般データの範囲が最も広がるため、組織での必要性を考慮し、4級、3級、2級、1級のように一般のデータを細かく分類することができるとしている。本要求草案の別紙Gではこの一般データの4段階の等級分けについても参考となる基準を定めている。

(4) リストの審査報告²⁰

データの分類・分級の結果について審査を行った後、承認や公表を行い、データに対するラベル付け、データ分類・分級リストと重要データ・核心データのリストを作成し、関連する手続により、重要データ・核心データリスト等の届出を行う。

(5) 動態更新管理²¹

データの分類・分級が完成した後においても、データの重要性や与える可能性のある危害の程度が

¹⁸ 本要求草案 3.4

¹⁹ 本要求草案 7.5.2a

²⁰ 本要求草案 8.d

²¹ 本要求草案 8.e

変化したとき（例えば、データの内容に変化が生じた場合、データの規模や利用状況、加工処理方法に著しい変化が生じた場合やデータインシデントが発生したことでデータの機微度に変化が生じた場合）は、データの分類・分級規則、重要データ・核心データリスト、データ分類・分級リストとラベル等に対して、更新して管理しなければならない。

4. 企業における対応

本要求草案は、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法及び国家データ分類・分級保護の関連規定に基づき、データの分類・分級のフレームワークを示しており、各産業、各分野、各地方、各部門がデータ分類・分級業務を行う場合の具体的なフレームワークを提供しており、データ処理者においても参考とすることができるものである。

このため、本要求草案は、企業がデータを分類・分級し、適切な安全管理措置を採り、有効なデータガバナンスを構築するための参考となると同時に、各産業や各地方において作成される重要データのリストやデータに対する規制動向を読む手掛かりにもなると考えられ、その意味では意見募集稿段階とはいえ一定の参考価値があるものといえる。

執筆担当：三代川英嗣、張曉曼

II. 中国法務の現場より

◆ 中国共産党第二十回全国代表大会での報告について

中国共産党第二十回全国代表大会が2022年10月16日に北京の人民大会堂で開幕し、習近平総書記（国家主席）は初日に第19期中央委員会を代表して政治活動報告（以下「活動報告」という。）を行った。

活動報告では、過去5年の経済発展の実績を取り纏め、GDP（国内総生産）が54兆元から114兆元に増加したこと、経済総量は世界第2位を堅持していること、1人当たりGDPを39,800元から81,000元に引き上げたこと、都市化率は11.6%上昇したこと、研究開発に対する社会的支出は1兆元から2兆8000億元へ増加し、世界第2位となったことなどの成果を挙げた。

また、活動報告では、「中国式現代化」を進める考えを強調し、格差をなくす「共同富裕（共に豊かになる）」、環境に配慮した「持続可能な発展」、「平和的発展」などを訴えた。2035年までの達成目標として、(1)経済力、科学技術力、国力を向上させ、1人当たりGDPを中進国レベルに引き上げること、(2)ハイレベルの科学技術の自立自強を実現し、イノベーション志向の国として先頭にたつこと、(3)現代化経済体系（新型工業化、情報化、都市化、農業の現代化）を構築すること、(4)国民の実質可処分所得を引き上げ、中間所得層の割合を高めること、(5)持続可能な生産、生活を形成し、二酸化炭素排出量を減少させること、(6)国防・軍隊を現代化させるなどが掲げられた。

そのほか、国営企業や民営企業の経営環境を改善し、「世界一流の企業づくりを加速させる」と経済発展に注力する姿勢を示しつつ、「製造強国」「品質強国」「デジタル中国」などを旗印に最新技術などの導入を進めていく考えも強調した。

一方、中国では、新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に抑え込む「ダイナミックゼロコロナ（動態清零）」政策（「ゼロコロナ」政策）に伴い、生産や消費の低迷が長期化しているが、活動報告では、習近平氏は、新型コロナウイルス対策に関して、「ゼロコロナ」政策の堅持で「人民の生命と健康を最大限守り、感染症対策と経済・社会発展の両立において重要で前向きな成果を収めた」と評価し、今後も当面は厳格な防疫方針が維持される見通しが示されている。来年春の全国人民代表大会（国会に相当）以降に何らかの緩和措置を講じる可能性があるが、「ゼロコロナ」政策がさらに継続し、経済成長の減速が続く可能性は否定できない。

なお、中国共産党第二十回全国代表大会が10月23日に閉幕し、その後、中国共産党第20期中央委員会第1回全体会議が10月23日に北京で開催され、中央政治局委員、中央政治局常務委員会（中国共産党の最高意思決定機関）の委員、中央委員会総書記が選出された。習近平氏は、予想通り、中央委員会総書記と中央軍事委員会主席として選出されている。

執筆担当：邢沂晨

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	
2022 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的な事件を公表」 	
2022 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国务院 2022 年度立法計画」 	「DiDi に対する行政処分」
2022 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン - 個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した 2021 年 10 大知財事件」

2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年11月4日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア